

# 令和 8 年第 2 回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

# 目 次

番 号	件 名	ページ
県 報 第 1 号	専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）	1
県 報 第 2 号	専決処分について承認を求めること（地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の徴収する料金の上限の認可）	5

## 専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

### 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表7の項中「環境性能割にあつては自動車を取得した者の、種別割にあつては」を削る。

第6条第1項中「、自動車税の環境性能割」及び「の種別割」を削る。

第52条から第54条までを次のように改める。

第52条から第54条まで 削除

第55条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第52条各号に掲げるもののほか、」を削り、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 日本赤十字社、公益財団法人結核予防会、公益財団法人神奈川県結核予防会又は公益財団法人神奈川県予防医学協会が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業又は検便事業の用に供する自動車
- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (5) 保健に関する広報宣伝の用に供する自動車
- (6) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事が自動車税を課するのを不相当と認めるもの

第56条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号ア（ア）中「有するもの以外の」を「有しない」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加える。

第57条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改める。

第58条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第59条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第177条の11第3項」を「第158条第3項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同条第2項中「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第60条の前の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同条第2号中「第52条又は」を削り、「これらの」を「同条の」に改め、同条専決処分について承認を求めること

第5号中「第146条第3項」を「第146条第2項」に改める。

第61条（見出しを含む。）及び第61条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第81条第3号中「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同条第4号中「又は第160条第1項」を削る。

附則第20条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第9条の2第1項」を「附則第5条第1項」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「同条第1項」を「同条第2項」に、「第9条の2第5項」を「附則第5条第4項」に、「第9条の2第6項に規定するものをいう。」を「附則第5条第5項に規定するものをいう。第1号及び」に改め、「の種別割」を削り、「第56条第1項から」を「同条第1項から」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第4項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条第6項に規定するものをいう。次号、第3項第3号及び第4項第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第4項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第20条第3項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項に規定するもの

附則第20条第3項第3号中「法第149条第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第2号イ、第3号ウ並びに第5号ア及びオに規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。以下この項において同じ。）に対する同条第1項第1号ア（イ）及び第4号ア並びに第3項本文の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回

新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、同表第56条第2項の項及び第56条第3項本文の項中「附則第20条第3項」とあるのは、「附則第20条第4項」と読み替えるものとする。

- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同条第7項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第10項に規定するもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第13項に規定するもの

附則第21条第1項及び第2項中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「附則第20条第1項各号」を「前条第1項各号」に改め、「の種別割」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神奈川県県税条例の規定、附則第5項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年神奈川県条例第38号）の規定及び附則第6項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例（昭和27年神奈川県条例第69号）の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

5 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和27年神奈川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例

第1条中「の種別割」を削る。

第2条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削り、「第177条の11第1項」を「第158条第1項」に改める。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第1号様式中「自動車税種別割証紙」を「自動車税証紙」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の税率の特例に関する条例の一部改正)

6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の税率の特例に関する条例（昭和27年神奈川県条例第69号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例

第1条及び第2条第1項中「の種別割」を削る。

令和8年5月18日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により承認を求めます。

## 専決処分について承認を求めること

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の徴収する料金の上限の認可について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

### 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の徴収する料金の上限

#### 1 徴収する料金の上限

区分	上限額
障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
診療	神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条の規定による使用料及び手数料の額
診断書の交付	
証明書の交付	
意見書の交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第11条に規定する医師の診断の結果としての意見書作成に関して厚生労働省が定める対価の額
以上に掲げるもののほか、その他経費を要するサービス等	実費額等を勘案し、理事長が定める額

#### 2 適用時期

この料金の上限額は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年5月18日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の業務に関して徴収する料金の上限の認可について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。